

## 指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和2年度】

※1～6: 所管課記入、7: 指定管理者記入、8～9: 指定管理者及び所管課記入、10: 指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	文化財・生涯学習課
指定管理者	阿南町

### 1 施設名等

施設名	長野県阿南少年自然の家	住所 電話 ホームページ	下伊那郡阿南町西條2332 0260-22-3315 <a href="http://ananshonon.jp/">http://ananshonon.jp/</a>
-----	-------------	--------------------	--

### 2 施設の概要

設置年月	昭和61年4月	根拠条例等	長野県少年自然の家条例																																																						
設置目的	少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を行い、情操や社会性を豊かにするとともに、心身を鍛錬し、もって少年の健全な育成を図るため																																																								
施設内容	◇管理・宿泊棟 鉄筋コンクリート造2階建 2,651.0㎡ 宿泊室 1階:洋室12室、2階:和室8室・リーダー室:4室 宿泊定員200名 その他 プレールーム(337㎡)研修室、食堂、浴室、談話室、事務室等 ◇野外施設 キャンプ場(炊事場、便所、倉庫):宿泊定員200名 約9,300㎡ 営火場、マレットゴルフ場、遊歩道等																																																								
利用料金	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 宿泊施設</td> <td style="width: 40%;">一般 25歳以上の者 1人1泊について</td> <td style="width: 10%;">1,050円</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>25歳未満の者 1人1泊について</td> <td>700円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小・中学生 1人1泊について</td> <td>350円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 キャンプ場</td> <td>一般 25歳以上の者 1人1泊について</td> <td>600円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>25歳未満の者 1人1泊について</td> <td>400円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小・中学生 1人1泊について</td> <td>200円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 日帰り利用料</td> <td>研修室 午前9時から正午まで</td> <td>300円</td> <td>午後1時から午後4時まで</td> <td>300円</td> <td>午後5時から午後8時まで 300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>体育館 午前9時から正午まで</td> <td>900円</td> <td>午後1時から午後4時まで</td> <td>900円</td> <td>午後5時から午後8時まで 900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>研修室及び体育館以外の施設 25歳以上</td> <td>300円</td> <td>15歳以上25歳未満</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> </table>			1 宿泊施設	一般 25歳以上の者 1人1泊について	1,050円					25歳未満の者 1人1泊について	700円					小・中学生 1人1泊について	350円				2 キャンプ場	一般 25歳以上の者 1人1泊について	600円					25歳未満の者 1人1泊について	400円					小・中学生 1人1泊について	200円				3 日帰り利用料	研修室 午前9時から正午まで	300円	午後1時から午後4時まで	300円	午後5時から午後8時まで 300円		体育館 午前9時から正午まで	900円	午後1時から午後4時まで	900円	午後5時から午後8時まで 900円		研修室及び体育館以外の施設 25歳以上	300円	15歳以上25歳未満	200円	
1 宿泊施設	一般 25歳以上の者 1人1泊について	1,050円																																																							
	25歳未満の者 1人1泊について	700円																																																							
	小・中学生 1人1泊について	350円																																																							
2 キャンプ場	一般 25歳以上の者 1人1泊について	600円																																																							
	25歳未満の者 1人1泊について	400円																																																							
	小・中学生 1人1泊について	200円																																																							
3 日帰り利用料	研修室 午前9時から正午まで	300円	午後1時から午後4時まで	300円	午後5時から午後8時まで 300円																																																				
	体育館 午前9時から正午まで	900円	午後1時から午後4時まで	900円	午後5時から午後8時まで 900円																																																				
	研修室及び体育館以外の施設 25歳以上	300円	15歳以上25歳未満	200円																																																					
開所日	開所日は以下のとおり ・月曜日 ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日 ・12月29日から翌年1月3日まで ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。																																																								
開所時間	9:00～20:00 ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。																																																								

### 3 現指定管理者前の管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
～平成21年度	直営	

### 4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	阿南町	指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日(5年間)
選定方法	非公募(随意指定)		

### 5 指定管理料(決算ベース)

令和2年度(A)	令和元年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ)
28,082 千円	26,400 千円	1,682 千円	
	増減理由	新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理料の上乗せによる増額	

### 6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>・少年自然の家の利用の許可に関する業務</li> <li>・少年自然の家の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務</li> <li>・青少年の健全な育成に資する事業の企画及び実施に関する業務で教育委員会が必要と認めるもの</li> <li>・前各号に掲げる業務に附帯する業務</li> </ul>
---

(様式2)

## 7 利用実績等

(1) 利用実績【指標: 利用者数・利用件数・稼働率】

(単位: 人、件、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和2年度(A)	218	149	450	459	647	1,335	1,318	889	243	0	0	0	5,708
令和元年度(B)	1,177	3,242	2,367	2,526	3,676	1,819	1,197	1,127	736	309	723	411	19,310
(A)/(B)	18.5	4.6	19.0	18.2	17.6	73.4	110.1	78.9	33.0	0.0	0.0	0.0	29.6
増減要因等	新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設利用休止及び利用申込者からの多数のキャンセル並びに空調設備等改修工事による減少												

(2) 利用料金収入

(単位: 千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和2年度(A)	0	0	0	0	86	128	171	65	0	0	0	0	450
令和元年度(B)	226	595	434	342	1,218	459	87	169	95	0	126	0	3,751
(A)/(B)	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	27.9	196.6	38.5	0.0	0.0	0.0	0.0	12.0
増減要因等	新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設利用休止及び利用申込者からの多数のキャンセル並びに空調設備等改修工事による減少												

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
無	

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和2年度(A): 273日 令和元年度(B): 308日	令和2年度(A): 9:00 ~ 20:00 令和元年度(B): 9:00 ~ 20:00	無	(※コロナウイルス感染拡大による県施設、閉所対応による開所日数の減少)

(5) サービス向上のため実施した内容

<ul style="list-style-type: none"><li>・ウォークラリー上の安全点検を日常的に実施し、野外活動での危険個所の把握やハチの巣駆除などに努めている。</li><li>・食事では食物アレルギーの子供が多くなり、学校または保護者に連絡し、事故が起こらないよう対応に努めた。また、成分分析表を送り、安心して食事ができるよう配慮した。</li><li>・野外炊事等の活動についてコロナウイルス感染防止策として器を使い捨てにするなどの対応を実施した。</li><li>・団体の受入れについて、アンケートを各団体に記載していただき所員で共有し改善をして対応をした。</li></ul>
--

(6) その他実施した取組内容

<ul style="list-style-type: none"><li>・ウォークラリーコースの下見では職員が同行し、事前踏査を実施している。</li><li>・コロナウイルス感染拡大防止のためにアルコール消毒等を設置し、お風呂場・洗面所・食堂等の清拭消毒を実施している。</li><li>・主催事業についてはコロナウイルス感染防止をするなか、阿南少年自然の家で体験ができる文化的・南信地域の特色(秋のあなんに集まれ〜秘境駅をいく〜等)をいかした活動に取り組めた。</li></ul>
--

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

<ul style="list-style-type: none"><li>・主催事業参加者より、「職員の方々が臨機応変に対応していただき、いい雰囲気楽しく活動ができてよかった」と満足の声が多かった。</li><li>・主催事業参加者より、「県内に住んでいるが、南信地域の新しい魅力を感じれた」との声をいただき、コロナウイルス感染のリスクの伴う時期でも感染要望を徹底して南信州の文化・魅力を感じてもらえるような事業を実施することができた。</li><li>・「野外炊事の際に木の下など食事をする際に虫などが落ちてきた」という意見があり、野外炊事活動前の見回り、清掃等の強化をした。</li><li>・「下見の時から、団体の要望に親切丁寧に丁寧に答えていただき、雨天による日程の変更などに対応していただきうれしかった」などの意見が多く、下見の際の利用者様への注意事項など事前に伝え、活動プログラムについても職員で共有し時間の調整を依頼するなど利用日にスムーズに活動が行えるように対応ができた。</li><li>・「長期間の利用だったが、食事がおいしくいい環境で研修ができた」との声をいただき、事前に食事の希望やアレルギーを調査しメニューを精査し長期間利用する利用者様についてはメニュー表にない食事を提供するなどのサービス向上に努めた。</li><li>・「野外炊事や朝食時に多く残ってしまった」という学校利用の声には、事前に下見の段階で学校の実情を聞き、実情に合わせて量を調節し対応することができた。</li></ul>
---

## 8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	・協定書、仕様書及び事業計画書に基づき運営していたが、コロナウイルスの感染拡大等の理由により、中止・縮小などをおこなった。施設利用者が安全安心な活動を行えるよう、施設の点検、修繕に心掛けた。	協定書及び仕様書等に基づいた管理運営を実施したと認められる。	B
平等な利用の確保	・利用については受付順を基本としているが、希望が重複する場合は連絡、調整を行ない、各団体の理解と協力の上で平等な利用の確保と利用計画を立てている。	原則受付順としながらも、多くの団体が利用できるように調整を行っており、概ね平等な利用の確保が図られている。	B
利用者サービス向上の取組	・成果のある活動内容に向け、事前打ち合わせで各団体のプログラム作成の支援を行ない、利用者のニーズをプログラムに反映させている。 ・利用後のアンケート評価については業務を継続的に改善するためのPDCAサイクルとして反映させている。 ・利用団体の希望があれば休所日でも職員の勤務体制を調整し、受入れを実施した。	利用者が必要とするサービスの提供に努めたと認められる。アンケート等を通じて利用者の意見・要望を把握し、それに迅速に対応した。	B
自主事業	・地域の特性を活かしながら親子のふれあい支援3事業行った。また高齢者の健康維持、向上支援のためにマレットゴルフ大会を5回実施した。 ・コロナウイルス感染拡大により、活動の制限がある中で新規事業を計画することにより実施につなげた。	新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた多くの自主事業が中止されたが、感染防止対策を徹底して実施可能な自主事業に取り組んでいることが認められる。	B
職員・管理体制	・協定書の管理運営体制の基準に基づき職員配置をしている。教職経験を持つ職員とクラフトの専門知識、技術を有する職員が、その知見に基づきプログラム支援を行い、適切な指導・助言を行っている。	仕様書及び事業計画書に基づく職員配置が行われ、適正な管理が行われたと認められる。	B
収支状況	・収入については利用料金、食事料金とも当初予算よりも大幅な減少となった。支出についてはコロナウイルス感染拡大によるキャンセルなどの理由により利用者が入所しないなか、管理費・修繕費など維持管理費がかかり、赤字運営となってしまった。	新型コロナウイルス感染症の影響等で収入減となったが、経費削減等に努め、適正な経理が行われていることが認められる。	B
総合評価	・日帰り利用団体に食堂の利用を推奨することでコロナウイルス感染拡大のなかでも感染対策をとり食事・施設の利用につなげた。 ・職員で、コロナウイルス感染対策を探りながらの運営を強いられた。その中で、実施が可能な活動などを精査し運営をした。	新型コロナウイルス感染症の影響による予約のキャンセルや自主事業の中止のため、利用者や利用料金等が減少したが、感染対策を徹底しながら、おおむね事業計画書等の内容に沿って、良好な管理運営が行われたと認められる。	B

- <評価区分> A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。  
 B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。  
 C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。  
 D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

## 9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	・開所より35年が経過し、施設の老朽化に伴い、多くの修繕箇所が年々増えており修繕費などの費用が増加している。 ・野外活動に力を入れている阿南少年自然の家では、野外活動時、近年増えてきている山間地域の局地的な急な豪雨や落雷などの際、避難場所がなく現在の屋根付きの炊事場では対応が不可能という実情の課題等があり、内容を精査し要望するなど対応していきたい。 ・冬期間の利用促進が必要であるため、新規事業等の計画や広報活動の見直しを検討している。	・施設及び設備の劣化等の課題に対しては、県全体のファミリーマネジメントの中で計画的に修繕を行っていく。 ・近隣施設・組織と密に連携を取りつつ、さらに魅力的な事業の実施・発信に努められたい。

## 10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日:令和 年 月 日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課